

災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査技師の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県内において地震等の災害が発生し、山梨県地域防災計画及び山梨県国民保護計画に基づき、山梨県保健医療救護対策本部が設置された場合における避難所への臨床検査技師の派遣、健康管理的検査（医師の指示のもと）を甲が必要とする場合に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（臨床検査技師の派遣）

第2条 甲は、避難所へ臨床検査技師を派遣し、健康管理的検査を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して臨床検査技師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに臨床検査技師を避難所に派遣するものとする。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に避難所の情報収集を行い、その結果、緊急に臨床検査技師を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に臨床検査技師を派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により臨床検査技師を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき臨床検査技師の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（臨床検査技師の業務）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師は、避難所において、医師の指示のもと健康管理的検査を行うものとする。

2 臨床検査技師の業務は、次のとおりとする。

（1）DVT 検診

下肢エコー（血栓径9mm以上は拡張所見ありとする、静脈瘤などの所見）

（2）採血（医師の指示のもと採血・測定）

下肢エコーにおいて陽性と認められた避難者や検査が必要な避難者に対し、採血及びPOCTを実施

◇ D-ダイマー測定

（2.0 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以上で医師の指示のもと医療機関へ紹介状、重症例では救急車手配）

◇ 心筋マーカー（トロポニンT、H-FABP等POCT検査）

（3）インフルエンザ等感染性疾患の検体採取及びPOCTによる検査

（4）弾性ストッキング着脱指導

（5）その他、甲より依頼を受け、乙が対応可能と判断した検査

（臨床検査技師の輸送）

第5条 臨床検査技師の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（検査機器・検査試薬等の供給）

第6条 乙が派遣する臨床検査技師が使用する検査機器・検査試薬等は、当該臨床検査技師が携

行するもののほか、甲が供給するものとする。

(検査費)

第7条 避難所における健康管理的検査費は、無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が健康管理的検査を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 臨床検査技師の派遣に要する経費

(2) 臨床検査技師が携行した検査試薬等を使用した場合の実費

(3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した臨床検査技師が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル（平成8年）の規定によるほか、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月25日

甲 山梨県知事

長崎 幸太郎

乙 一般社会法人山梨県臨床検査技師会

会長

大澤 智彦